

特記仕様書

- ・事業名 令和7年度 知念城跡保存修理事業
- ・業務名 令和7年度 知念城跡北側城壁写真測量業務委託
- ・業務場所 南城市知念字知念地内
- ・履行期間 契約締結日の翌日～令和8年3月25日

第1章 総則

(目的)

第1条 本仕様書は、南城市教育委員会（以下「甲」という。）が実施する令和7年度知念城跡北側城壁写真測量調査を業務委託するものである。この調査により、遺構の現状を把握し、平面・断面図面を作成することにより、今後の保存・活用につなげることを目的とする。

(着手届等の提出)

第2条 受託者（以下「乙」という。）は業務の着手及び完了にあたって甲の定めるもののほか、下記の書類を提出しなければならない。

- (イ) 着手届 (ロ) 現場代理人等選任届（主任技術者含む） (ハ) 工程表
(ニ) 完了報告書 (ホ) 納品書

(主任技術者)

第3条 主任技術者は、測量法第49条により登録された測量士で、かつ文化財の測量作業及び地上写真測量技術に精通した者でなければならない。

(支給材料)

第4条 乙は、甲の承諾を得た支給材料について、借用書提出のうえ貸与を受けることができる。

(作業確認)

第5条 乙は、必要な作業段階のうち特記仕様書又は、あらかじめ甲の指示した箇所については、甲の承諾を得なければ次の作業を進めてはならない。

(作業管理)

第6条 乙は、作業実施にあたり、関係法令を尊守し、常に適切な管理を行わなければならない。

2. 乙は、作業対象地区が国指定史跡であることに留意し、現場作業中は事故のないよう注意を払うとともに、遺構に損傷を与えないよう十分に配慮すること。

(官公署等への手続き)

第7条 測量作業のために必要な関係官公署その他に対する諸手続きは、乙において迅速に処理しなければならない。

(損害賠償)

第8条 乙の責任により生じた損害は全て乙の責任において処理し、これにかかる費用は、原則として乙が

負担するものとする。

(後片付け)

第9条 乙は、現場内に仮設物等を設置した場合は、責任を持って撤去及び処分しなければならない。

(検査及び完了)

第10条 本業務は、成果品の検査をもって完了とする。但し、完了後といえども誤謬点が発見された場合においては、ただちに修正又は再作業を行うものとする。

2. 成果品は、全て甲の所有とし、甲の承諾なしに公表又は貸与してはならない。

(その他)

第11条 本仕様書に定めない事項又は本仕様書の内容について疑義が生じた場合、そのつど監督員と協議し業務を実施する。

第2章 業務内容

(内容)

第12条 本業務は、北側城壁石積みの現況記録保存と遺構保存修理にむけた遺構調査の一環として写真測量を行うものである。

本業務は次のとおりとする。

- (1) 現地踏査
- (2) 作業計画
- (3) 4級基準点測量
- (4) 評定点及び検証点の設置
- (5) UAV による空中撮影
- (6) 三次元形状復元
- (7) 点群編集
- (8) 三次元データファイルの作成
- (9) 縦横断データファイルの作成
- (10) 図化編集図作成
- (11) 断面図作成
- (12) 打合せ

(作業項目及び数量)

第13条 本業務における作業実施区域、実施工程及び作業量については特記仕様書の記載に従うものとする。

- (1) 撮影面積 50 m²
- (2) 4級基準点測量 1点
- (3) 標定点測量及び検証点の設置 35 点
- (4) 平面図作成 50 m²
- (5) 断面図作成 3 面

(作業計画)

第14条 作業計画とは、作業対象区域を確認し、作業目的を考慮して、合理的かつ能率的に作業を遂行するためには必要な各工程における作業方針を定め、各作業の人員構成、機器の準備・工程・品質管理を行う作業である。

(4級基準点測量)

第15条 本業務の基準点は、始点、中間点、終点及びその他必要な点と測量法に基づく、位置関係を明確にしなければならない。
また、同測量の制限及び精度は、公共測量作業規定を適用すること。

(標定点測量)

第16条 標定点測量とは、写真測量の標定に必要な対空標識の設置及び標定点の座標を求める作業をいう。
2. 対空標識は、各モデルに4点以上入れるように設置するものとし、石垣の稜線等図化対象物は覆わないよう留意する。
3. 対空標識の設置にあたり、2. に定める数量を設置できない場合は、後続の作業にて空中三角測量で必要となる位置、数量を設置するものとする。
4. 標識は図化対象物を考慮するとともに、岩盤面又は近辺の固定された地物に貼り付けるものとする。
5. 後続の作業で座標の必要な箇所や撮影の困難な箇所が存在する場合は、補備測量を行う。

(撮影)

第17条 撮影とは、測量用計測写真を撮影する作業をいう。
2. 撮影縮尺は1/50とし計画に基づき遺構面を撮影する。
3. 写真の重複度は、空白が生じないよう留意する。
4. 撮影にあたっては、遺構面の障害物（草木・土の付着等）の除去及び清掃を行い、遺構面状況が明確に写るように努めること。

(数値図化)

第18条 写真処理は、画像が実測資料であること同時にそれ自体が文化財資料となることを考慮して、それぞれの画像間に極端な高度差や明度差がないように努めること。
2. 座標軸については、X軸は基準原点を0とする基線方向（遺構の延長方向・左右）、Y軸は重力方向（上下）で値は絶対標高値、Z軸基準原点を0とする投影面からの離れ（手前方向）とする。
3. 標定点の座標値は、2. での元を諸元基準として投影面への座標転換を行う。
また、空中三角測量が必要な場合は、細部図化作業前に空中三角測量を実施するものとする。
4. 基本図化縮尺は、A3 サイズ1/40とし、測点精度は平面位置・図上1.0mm、高さ・等高線の主曲線間隔を5cmとする。
5. 測点描画は、各遺構（石積）の重なり状況に留意した上で、積石の輪郭線、稜線（主要な形状変化点）、詰め石、加工痕、亀裂、剥離状況等について描画する。
6. 測点描画にあたり、写真で判読困難な事項に関しては、現地で細く確認を行うものとする。

(数値編集)

第19条 編集とは、上記図化素図について表現内容の修正やデータの接合及び補備測量データ等その他の資料の反映・確認等を行い、編集素図を作成する作業をいう。
2. 作成された編集素図は、測点描画に内容・表現及び原図作成での留意点について甲の校正及び指導を受けるものとし、指示内容について修正を行うものとする。

(断面図作成)

第20条 城壁断面については、壁面ラインの上場から下場を基線にそって測定観測する。

(成果品)

第21条 乙は、作業の完了後、速やかに書類を点検整備して所定の手続きをとり、以下の成果品を納入す

る。

- (1) 原図・縮小図 (1/40) 白焼図 一式
- (2) 断面図成果 (1/40) 一式
- (3) 測量成果簿 一式
- (4) 撮影アルバム 一式
- (5) 遺構図データファイル 一式

(納入場所)

第 22 条 本成果品の納入場所は南城市教育委員会とし、納入にあたっては甲の検査に合格したものを成果品とする。